Web年金広報
2025年12
Vol.153（通巻798）
発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

- 2025年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応 ～12月の年金支払時に所得税を還付～
- 日本年金機構がチャットボットで「公的年金の所得税の還付」の案内を開始
- 日本年金機構が「お客様の声」集計結果（10月1日～31日受付分）と改善例を公表
- 従業員の賃金を引き上げたときの届出～「日本年金機構からのお知らせ」11月号～
- 2025年度「わたしと年金」エッセイの受賞者が決定
- 2025年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.6%

◆2025年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応～12月の年金支払時に所得税を還付～

2025年度税制改正について、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、同年12月1日より施行された。これにより所得税の基礎控除が引き上げられ（**表1**）、公的年金の源泉徴収の対象とならない年金額が、65歳未満の受給者で108万円未満から155万円未満に、65歳以上の受給者で158万円未満から205万円未満に引き上げられた。

改正後の基礎控除額は2025年分以後の所得税について適用されるため、この12月の年金支払時に改正後の一定の控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算が行われる（**表2**）。

所得税の還付については、以下の条件をすべて満たす人が対象者となる。還付については、2025年10月の年金支払までは改正前の所得税額で源泉徴収を行っており、12月の年金支払時に令和7年分の改正後の所得税額と改正前の所得税額との差額を還付する。

なお、2025年12月に送付する年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」欄には、精算後の税額が表示されている。「－」（マイナス）が付されている場合は還付額を示している（**図1**）。

所得税の還付対象条件

① 新法、旧法および統合共済（旧三共済・農林共済）のいずれかの老齢年金を受給している人
② 2025年2月定期支払から同年11月随時支払に所得税の源泉徴収がある人
③ 国内に居住している人

＜表1＞ 合計所得金額による基礎控除額

合計所得金額※	基礎控除額		
	2024年分以前	2025年分 2026年分	2027年分以降
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超336万円以下		88万円	58万円
336万円超489万円以下		68万円	
489万円超655万円以下		63万円	
655万円超2,350万円以下		58万円	
2,350万円超2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

※合計所得金額とは、雑所得（公的年金等に係る所得など）、給与所得、事業所得、不動産所得などの全ての所得を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいう。

＜表2＞　公的年金に係る所得税の精算

受給者の年齢	2025年の各月の年金支払時	2025年12月の精算時
65歳未満	公的年金等の月額割×25%+65,000円 （90,000円未満となる場合は、90,000円）	公的年金等の月額割×25%+100,000円 （125,000円未満となる場合は、125,000円）
65歳以上	公的年金等の月額割×25%+65,000円 （135,000円未満となる場合は、135,000円）	公的年金等の月額割×25%+100,000円 （165,000円未満となる場合は、165,000円）

＜図1＞　年金振込通知書（表面）

年金振込通知書

（振込予定日）令和 7 年 12 月 15 日

所得税額の変更　されたことにより、令和 7 年12 月から令和 8 年 2 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類　年金

基礎年金番号　年金コード

振込先 ※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 7 年12月の支払額	令和 8 年 2 月の支払額	令和 8 年 4 月の支払額	令和＊＊年＊＊月の支払額	参考：前回支払額（令和 7 年10月の支払額）
年金支払額	400,000 円	400,000 円	400,000 円	******** 円	400,000 円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円	円
※3	円	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	−11,500 円	3,500 円	3,500 円	円	6,500 円
個人住民税額および森林環境税額 ※3	円	円	円	円	円
控除後振込額	411,500 円	396,500 円	396,500 円	******** 円	393,500 円

※1　支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。
※2　令和8年4月までの記載がない方は、支払額等の変更が予定されている方です。
※3　介護保険料額の額は市区町村からの依頼に基づく金額を記載しています。

所得税の還付がある場合、「−」（マイナス）を付してその金額を表示する。

令和８年以降は、改正後の所得税額を表示する。

印　影

◆日本年金機構がチャットボットで「公的年金の所得税の還付」の案内を開始

日本年金機構は、11月28日からねんきんチャットボットで「公的年金の所得税の還付（2025年12月支払）」の案内を開始した。2025年度税制改正の概要や公的年金の所得税の還付に関するQ&Aを確認できる。

日本年金機構のホームページ（https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html）より下記のバナーをクリックすると、日本年金機構が管理している外部（富士通株式会社）のチャットボットサービスに移行する（**図2**）。

※利用開始前に「相談チャットご利用のための同意事項」に同意する必要がある。

＜図2＞　相談チャット総合窓口

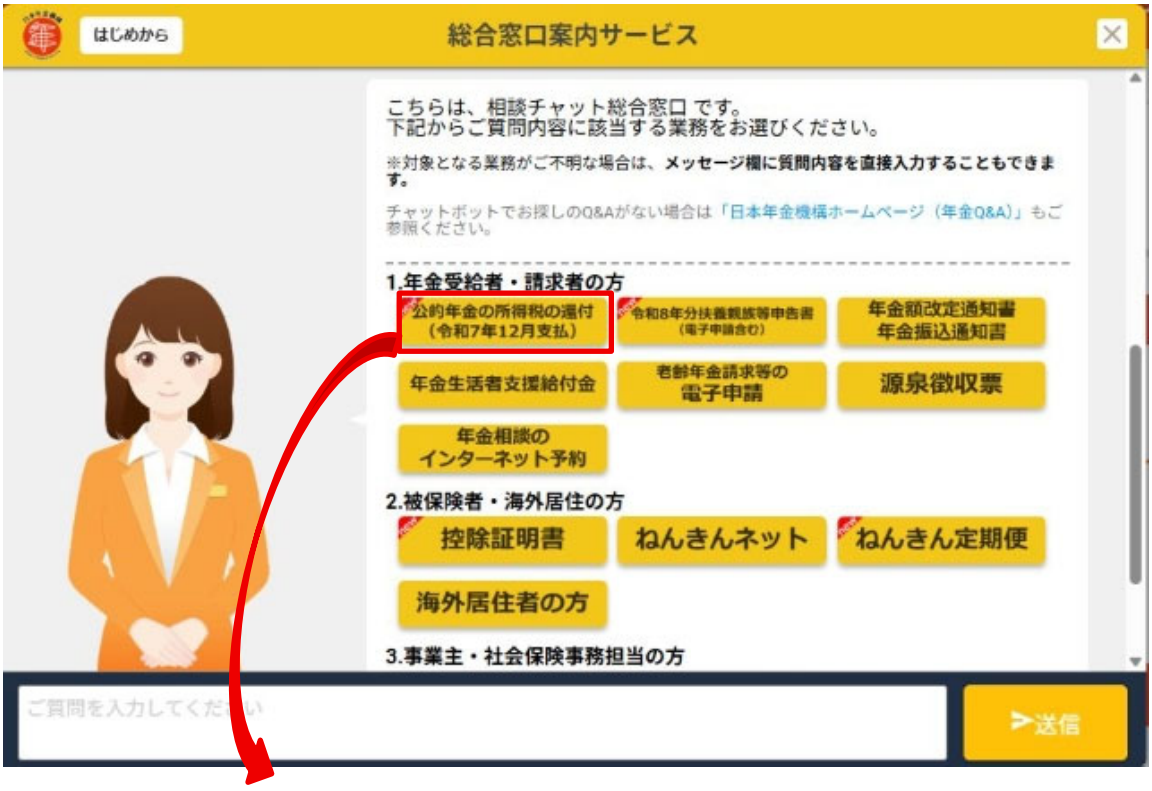

◆日本年金機構が「お客様の声」集計結果（10月1日～31日受付分）と改善例を公表

日本年金機構は11月25日、10月1日～31日に受け付けた「お客様の声」の集計結果をホームページ上で報告した。それによると、寄せられた声の件数は合計865件で、メール等によるものが最も多くなっている（**表3**）。内容としては、制度改善の要望には「振込通知書に記載されている各期の支払い額の合計が年金額（年額）と同額となるように支払ってほしい」、制度実施への要望には「『被扶養者（異動）届』の電子申請（厚生年金保険）における『続柄確認』は入力漏れが起きやすい箇所なので、メッセージを表示するなど分かりやすいように改善してほしい」、接遇対応には「応答した職員は『そうかもしれません』などの曖昧な回答しかしてくれず不安になった」などの意見があった。日本年金機構では、事実や制度を説明する、改善策は実施済み（予定）であることを説明するなどの対応を行った（**表4**）。

また、日本年金機構は同日に、「お客様の声」の中から最近改善を行った事例を紹介するページを更新した。次のような事例が掲載されている。

事例1：お客様の声
パソコンから扶養親族等申告書を電子申請しようとしたが、申告書に同封されていたリーフレットには、スマートフォンから電子申請するときの手順しか記載されていなかった。パソコンからの手順も詳しく記載してほしい。
⇒改善（対応）：パソコンから電子申請するときの手順を説明するリーフレットをホームページへ掲載した。

事例2：お客様の声
海外で年金をもらって生活しているが、郵便事情が悪く現況届が届くまでに時間がかかるので、到着を待たずにオンラインで提出できるようにしてほしい。
⇒改善（対応）：現況届に添付する在留証明書が在外公館で電子的に作成・交付できるようになったことを説明した。

事例3：お客様の声
障害年金を請求するために必要な「受診状況等証明書」を外国人の医師に記入してもらいたいので、英語の様式を作成してほしい。
⇒改善（対応）：「受診状況等証明書」の英語の様式を作成し、機構ホームページに掲載した。

事例4：お客様の声
目が不自由な人でも「ねんきん定期便」が届いたことがわかるように工夫してほしい。
⇒改善（対応）：目が不自由なお客様に対して送付する「ねんきん定期便」の封筒を見直した。

事例5：お客様の声
年金生活者支援給付金について、請求書（はがき）を郵送するのではなく、オンラインで手続きができるようにしてほしい。
⇒改善（対応）：2025年1月から、一定の要件を満たす人は、年金生活者支援給付金の手続きがねんきんネットでできるようになったことを説明した。

＜表3＞　「お客様の声」の把握方法別件数

	来訪	電話	メール等	合計
本部	3	258	436	697
年金事務所等	80	69	19	168
合計	83	327	455	865

＜表4＞　主な「お客様の声」と日本年金機構の対応

内容（報告書のとおり）		対　応	
		分類※	
制度改善の要望	【年金給付】振込通知書に記載されている各期の支払額の合計が改定通知書に記載された年金額（年額）と比べて少なくなっている。端数処理の関係だと思うが、各期の支払い額の合計が年金額（年額）と同額となるように支払ってほしい。	①④	現行制度について説明をしたうえで、制度を所管している厚生労働省へ伝える旨を説明した。
	【厚生年金保険】4月から6月が繁忙期のため残業時間が増えてしまい、標準報酬月額が高くなってしまう。残業代等の変動では随時改定は行われないので、定時改定の際も残業代等は含めずに固定的賃金のみで算定してほしい。		
制度実施への要望	【厚生年金保険業務】届書作成プログラムから「被扶養者（異動）届」を電子申請した際、「続柄確認」のチェックボックスが未入力だったため返戻となった。入力漏れが起きやすい箇所なのでメッセージを表示するなど分かりやすいように改善してほしい。	②④	届書作成プログラムのバージョンアップ（Ver.31.00）に伴い、「被扶養者氏名（カナ）」欄に入力がある状態で「続柄確認」のチェックボックスが未入力の場合には、警告メッセージを表示するようにした。
	【年金給付業務】郵便料金もかかるため、ねんきんネット利用者で希望する者については、年金振込通知書をペーパーレス化できるようにしてほしい。	①④	省令により文書での通知を行うこととされていますが、ペーパーレス化の実現について、お客様からの要望や事務コスト等を踏まえ、関係省庁と相談しながら検討する。
	【年金給付業務】扶養親族等申告書で申告した内容が、いつ送付される源泉徴収票に反映されるのかホームページを確認しても「扶養親族等申告書の対象年」に関する説明がなく、よく分からない。もう少し詳しく、具体的に説明してほしい。	②④	ホームページの記載内容を見直し、対象年の説明を追加した。また、2026年分の扶養親族等申告書を提出した場合、申告内容を反映した源泉徴収票は2027年1月中旬から1月下旬にかけて送付する旨を例示した。
	【国民年金業務】国民年金の資格を喪失したため、保険料が還付及び充当となった。全額還付してほしかったので、勝手に充当するのではなく被保険者が還付か充当かを選べるようにしてほしい。	①④	保険料の還付・充当の処理については被保険者が選択できる仕組みではなく、未納期間があれば還付より優先して充当が行われる仕組みである旨説明し、ご理解いただいた。
接遇対応（年金事務所の対応）	年金事務所で相談予約をしているが、事前に確認したいことがあるため電話で問い合わせた。その際、応答した職員は「そうかもしれません」「そうだと思います」と曖昧な回答しかしてくれず不安になった。	②④	お客様が不安に感じるような曖昧な表現は避け、明確な言葉でご説明するように職員に改めて周知した。
	父が亡くなり未支給年金の相談をした際、相談開始時に「大変な時にお越しいただきましてありがとうございます。」と、こちらの気持ちを汲んだ一言に胸が熱くなりました。他の官公庁の手続きに行った際には、対応が冷たいと感じたこともありましたが、年金事務所の対応は温かく感じました。本当にありがとうございました。	④	お客様の声を励みに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

※区分は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類されている。

◆従業員の賃金を引き上げたときの届出～「日本年金機構からのお知らせ」11月号～

日本年金機構は11月19日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」11月号において、最低賃金の上昇などにより従業員の賃金を見直し、下記のケースに該当したときは届出が必要になることの注意喚起を行った。

賃金の見直しにより届出が必要になるケース

＜ケース1＞

従業員数51人以上の企業で週20時間以上働く短時間労働者の所定内賃金（基本給及び諸手当※）が月額8.8万円以上になった場合

※ 残業代、賞与、通勤手当、家族手当等は含まない。

⇒健康保険・厚生年金保険の対象となるため、被用者資格取得届の提出が必要。

＜ケース2＞

昇給等により固定的賃金の変動にともなって報酬が大幅に変わった場合

⇒下の2つの条件をすべて満たす場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目に被保険者報酬月額変更届の提出が必要となる。

① 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差がある

② 3カ月とも支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）以上

なお、11月号には、上記以外に「社会保険料の納付には口座振替や電子納付(Pay-easy)が便利です」、「令和7年12月1日に日本・オーストリア間の社会保障協定が発効します」、「従業員の方へ『ねんきんネット』の周知をお願いします」、「年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です」が掲載された。

◆2025年度「わたしと年金」エッセイの受賞者が決定

日本年金機構は、「ねんきん月間」及び「年金の日」の取り組みの一環として公的年金をテーマにしたエッセイを募集。11月27日、応募総数1,987件の中から下記の受賞者を決定し公表した。それぞれの作品は添付のURLより見ることができる。

●厚生労働大臣賞

広島県　上廣 彩花さん（高校生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-1.pdf

●日本年金機構理事長賞

愛知県　山本 美智さん（50代）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-2.pdf

●優秀賞

福岡県　伊賀崎 望さん（高校生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-3.pdf

大阪府　尾崎 悠人さん（中学生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-4.pdf

東京都　駒崎 流士さん（中学生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-5.pdf

●入選

香川県　門田 京子さん（高校生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-6.pdf

モンゴル国　中西 令子さん（70代）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-7.pdf

福岡県　中野 隼人さん（高校生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-8.pdf

千葉県　メニクプラ メナーディ ガヤツナさん（高校生）
https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-9.pdf

岐阜県　矢橋 悠さん（高校生）　https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.files/07-10.pdf

◆2025年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.6%

厚生労働省は11月28日、2025年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年9月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の84.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は770万月で、納付月数は651万月。

【2023年9月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の85.2%であった。納付対象月数は759万月で、納付月数は647万月。

【2024年9月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.0%であった。納付対象月数は755万月で、納付月数は627万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.7%、2年経過納付率で新潟県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.8%となった。